

退職金規程

認定特定非営利活動法人自然再生センター

版 数	第 1 版
施行日	2025年12月1日

目 次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 解釈上の疑義	1
第4条 改廃	1
第2章 退職金	1
第5条 退職金の定義	1
第6条 支給要件	1
第7条 退職金共済契約	2
第8条 退職金の支給額	2
第9条 定年退職加算金	2
第10条 特別功労金	2
第11条 退職金の支給	3
第12条 退職金の支給制限	3
第13条 受給権の処分禁止	3
附則	3
第1条 施行日	3
第2条 経過措置	3

退職金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、認定特定非営利活動法人自然再生センター（以下「法人」という。）の退職金の取扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、就業規則に定める職員区分のうち、正職員（以下「職員」という。）に適用する。

(解釈上の疑義)

第3条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署の長及び外部の専門家の意見を勘案し、法人がこれを決定する。

(改廃)

第4条 本規程は、職員の過半数を代表する者の意見を聴取の上、理事会の決議により、改廃する。

第2章 退職金

(退職金の定義)

第5条 本規程において退職金とは、退職した職員に対し支払われる金銭のことをいう。

2 退職金の支給は、法人が各職員について、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）

との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(支給要件)

第6条 退職金は、勤続年数が5年以上の職員が退職したときに支給する。

2 前項の勤続年数には、試用期間を含む。

3 第1項の勤続年数には、就業規程に定める休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の

理由による欠勤が1か月を超えた期間は算入しない。

4 勤続年数の計算において1年未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(退職金共済契約)

第7条 法人は、前条の支給要件を満たす職員について、勤続4年を経過した日の属する月から

ら、機構との間に退職金共済契約を締結する。

2 退職金共済契約の掛金月額は、各職員の勤続年数に基づき、別表のとおりとする。

(退職金の支給額)

第8条 退職金の支給額は、退職金共済契約の掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職

金共済法に定められた額とする。

(定年退職加算金)

第9条 定年により退職する際には、定年退職加算金を支給することがある。

2 支給額は、前条で定める退職金額の10%を上限として、勤続年数及び貢献度を考慮し、

理事会で決定する。

3 定年退職加算金は、原則として退職の日から3か月以内に支給する。

(特別功労金)

第10条 在職中の勤務成績が優秀であり、特に功労があったと認められる職員に対して、退職

金に特別功労金を加算して支給することがある。

2 支給額は、その都度理事会で決定する。

3 特別功労金は、原則として退職の日から3か月以内に支給する。

(退職金の支給)

第11条 退職金は、職員(職員が死亡したときは遺族)に交付する退職金共済手帳により、
機構
から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、速やかに退職
金共済手帳を本人又は遺族に交付する。

3 前各項の遺族は、中小企業退職金共済法第14条に規定される順位に従って決定
する。

(退職金の支給制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者には、機構に対し退職金の減額(3割を上限とする)
る)

を申し出ることがある。

(1) 就業規程に定める懲戒解雇に該当して退職する場合

(2) 在職期間中の行為につき、懲戒解雇相当の事由が退職後に判明した場合

2 定年退職加算金及び特別功労金については、前項各号に該当する場合は支給し
ない。

(受給権の処分禁止)

第13条 本規程により退職金を受ける権利は、他に譲渡し、又は質入れその他担保に供す
るこ
とはできない。

附 則

(施行日)

第1条 本規程は、2025年12月01日から実施する。

(経過措置)

第2条 本規程施行日において、既に勤続4年以上の職員については、施行日から退職金共済契

約を締結する。

2 本規程施行日において、勤続4年未満の職員については、勤続4年を経過した日から退

職金共済契約を締結する。